

第3回 親権の在り方専門委員会 平成22年6月22日	資料2
----------------------------------	-----

(21.11.30 最高裁家庭局)

児童相談所が一時保護を実施してから児童福祉法28条
1項を申し立てるまでに長期間要した事案の特徴

- 4か月以上6か月未満要した事案の特徴
 - 1 親が施設入所に関して不同意の意向を続けた。
 - 2 児童養護施設等に一時保護委託された。
 - 3 親が児童相談所との話合いに応じようとしなかった。

- 6か月以上要した事案の特徴
 - 1 児童養護施設等に一時保護委託された。
 - 2 親が一旦は同意したが、不同意に転じた。
 - 3 親が児童相談所との話合いに応じようとしなかった。
 - 4 親が施設入所に関して不同意の意向を続けた。
 - 5 親が本人に対する暴行によって逮捕・勾留された。
 - 6 家庭引取りに向けて親への指導を続けたが、改善されなかった。
 - 7 親が一時保護不服申立てや人身保護請求といった手続を取ったため、その審理結果を待つことになった。